

あて先 福岡市 福祉局 障がい者支援課 赤坂・田中 行

福岡市障がい者差別解消条例改正に係る意見について

委員ご氏名 \_\_\_\_\_ 委員

福岡市障がい者差別解消条例の見直しについて、ご意見があれば、以下の様式にて回答をお願いします。別紙にまとめていただいても構いませんが、その際は改正が必要と考える条文、改正案、その理由をまとめてください。

改正が必要と考える条文	改正案	理由

※ご意見がある場合は、6月20日(月)までにお送りください。

(連絡先) 福岡市 福祉局 障がい者部 障がい者支援課 赤坂・田中

TEL 092-711-4985

FAX 092-711-4818

E-mail s-shien.PWB@city.fukuoka.lg.jp

あて先 福岡市 福祉局 障がい者支援課 赤坂・田中 行

福岡市障がい者差別解消条例改正に係る意見について

委員ご氏名 \_\_\_\_\_ 委員

福岡市障がい者差別解消条例の見直しについて、ご意見があれば、以下の様式にて回答をお願いします。別紙にまとめていただいても構いませんが、その際は改正が必要と考える条文、改正の概要、その理由をまとめてください。

改正が必要と考える条文	改正の概要	理由
第8条第2項	事業者による合理的配慮の提供について、現行の努力義務から法的義務に改正する。	障害者差別解消法の改正により、事業者による合理的配慮の提供について、法的義務とされたため。

記載例

※ご意見がある場合は、6月20日(月)までにお送りください。

(連絡先) 福岡市 福祉局 障がい者部 障がい者支援課 赤坂・田中

TEL 092-711-4985

FAX 092-711-4818

E-mail s-shien.PWB@city.fukuoka.lg.jp